

令和4年5月26日

厚生労働大臣 後藤 茂之殿
厚生労働副大臣 佐藤 英道殿

アレルギー領域の専門医制度に関する要望

NPO 法人アレルギーを考える母の会
NPO アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」
認定 NPO 法人日本アレルギー友の会
NPO 法人相模原アレルギーの会
NPO 法人環境汚染等から呼吸器病患者を守る会
NPO 法人ピアサポート F.A.cafe
NPO 法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会
大阪狭山食物アレルギー・アトピーサークル「Smile・Smile」
アレルギーっ子の子育てママ
ひらつか食物アレルギーの会
えびなアレルギーサークルデイジー

一般社団法人日本専門医機構が制度構築を進めるアレルギー領域の専門医制度について、真に患者に利益をもたらす制度となるよう要望いたします。

ご承知のようにアレルギー疾患は喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、鼻炎・結膜炎など症状が多彩であることを特徴とし、臓器別の診療科が基本である日本では症状に応じて内科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科でアレルギー診療が行われています。またそれぞれの診療科でアレルギーについて専門的な技量を有した専門医が一般社団法人日本アレルギー学会によって認定され、患者に良質な医療が提供されてきました。

一方、日本専門医機構が想定しているアレルギー領域専門医制度は、日本アレルギー学会のホームページ等の情報によると、基本領域を内科としたアレルギー専門医が認定される制度とする方向性が示されています。この方向性は疾患の特性を理解していない機構の委員による独断的な判断であり、多彩な症状で苦しむアレルギー疾患患者が受診する際の指標を奪います。

この変更はアレルギー専門医の道を閉ざされた皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科でアレルギー診療を担う医師の減少を招き、国民の二人に一人とされるアレルギー疾患患者に提供される医療の質の低下という、国民に不利益をもたらすことが強く危惧されます。

このことは、患者の願いである「アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療（略）を受けることができるようにすること」とうたったアレルギー疾患対策基本法の理念に全く逆行するものであり、患者として到底、容認することができません。

以上のことから、アレルギー領域の専門医制度について、真に患者に利益をもたらす制度となるよう以下の点について強く要望いたします。

記

アレルギー領域専門医に関しては患者の声を踏まえ、5科（内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科）を基本領域とした専門医制度とすること。